

令和 8 年度 第 1 回 高崎市障害者支援協議会 定例会議事録

日時：令和 8 年 7 月 24 日（金） 14 時 00 分 ～16 時 00 分

場所：高崎市総合保健センター 3 階 第 4 会議室

出席者：

【会長（議事進行）】

丸橋 道代（さわらび相談支援センター）

【委員】

石川 京子（特定非営利活動法人 リンケージ）

齋藤 章一（医療法人 群馬会）

堤 慶太（社会福祉法人 二之沢愛育会）

安田 剛治（社会福祉法人 ぐんぐん）

飯田 エミ子（相談支援事業所シンシア）

大竹 京子（あい相談支援事業所）

坂本 香織（相談支援事業所ほっと）

白石 律子（相談支援事業所くらりす）

【事務局（高崎市障害福祉課）】

小金澤 利恵（障害福祉課長）

飯野 和男（相談支援担当 課長補佐）

水出 真理子（相談支援担当）

情野 裕之（相談支援担当 ／ 司会進行）

小林 克美（相談支援担当）

議事内容

開会

挨拶（小金澤障害福祉課長）

議題

（1）個別事例への支援のあり方に関する協議

課題報告シート 1 について

課題報告シート 2 について

課題報告シート 3 について

課題報告シート 4 について

課題報告シート 5 について

その他

閉会

議事の経過と発言要旨

1. 開会および挨拶

事務局の情野氏による進行のもと、定刻に開会。

● 挨拶（小金澤 障害福祉課長）

相談支援専門員や事業所の皆様による、日々の障害福祉サービス提供への尽力と本協議会への協力を深く感謝申し上げます。

サービス利用者や事業者が増加する一方、各現場での業務負担や多様な課題も増大している。今後とも緊密な連携と協力をお願いしたい。

昨年度に続き、夏休み期間中に学童保育等に通う障害児の預かり・居場所づくり事業を実施。

新規事業（重度障害児の外出助成）：重度障害のある児童がお出かけした際の費用（交通費等）を助成する新規事業を開始。利用希望者への積極的な案内を要望。

今年度末から来年度にかけて、制度の報酬改定が予定されている。詳細が分かり次第、各事業者へ周知し協力を求める。

2. 議事進行の決定

高崎市障害者支援協議会設置要綱第8条第5項の規定に基づき、丸橋会長が議長を務め、議事進行を行う。

3. 議題(1) 個別事例への支援のあり方に関する協議（趣旨説明）

事務局より、本日の個別事例検討に関する進行手順について説明。

【課題報告シート1】高齢障害者と高齢家族の支援、共生型入所サービスのあり方

事例概要（男性・療育手帳A2）

平日はグループホーム（GH）と就労継続支援B型を利用し、週末は同居の高齢の母親と実家で過ごす。新しい人とのコミュニケーションに数年を要する特性がある。現在のGHには日中支援および週末支援がないため、母親の急病や死亡などにより実家にいられなくなった場合や本人が日中活動に通えなくなった場合に、現在のGHを退去せざるを得ないリスクがある。

地域課題・検討を要する事項：

障害者（子）と高齢者（親）が一緒に利用できる「共生型の入所サービス」の設立。

障害者の受け入れが可能な高齢者施設の情報収集と提供の仕組み。

高齢者施設に対する、障害者を受け入れてもらうための働きかけ。

GHに入所しながら、別拠点（短期入所等）で生活体験ができる制度（併用等）の設定。

● 主な意見・討議内容

委員：精神障害の分野でも、本人と高齢の親がともに高齢化する世帯が多く見られる。現状、高齢者に

対する支援（介護保険）と障害に対する支援（障害福祉）は支援内容や制度が異なり、両者を一体的にサポートすることは制度上非常に難しい。最近のケースでは、親子がケアハウス（高齢者施設）に共に入居する事例があったが、有料施設は費用面で大きな負担となる。障害・高齢を共生型で一体的に受け入れられる施設や制度があれば救われるケースは多い。

委員： 自施設でも利用者の高齢化および家族の高齢化が進んでおり、親亡き後の生活移行が切実な課題。障害福祉サービスから介護保険へ移行する際、「要介護認定が出ていないと入所先の受け入れ可否が分からない」が「入所先が決まっていないと要介護認定をいつ受けるべきか判断しづらい」という、前後関係のジレンマが生じる。

事務局： GH に入所しながら他のホームを一時的に体験する件について、二重請求の重複（日付の重複等）がなければ、受給者証に「短期入所」を付加して他のホームを体験することは制度上可能。

委員： GH をメインで利用しながら、短期入所を併用して他の体験利用を行うことで、別の生活拠点の体験を経験していく手法が考えられる。

委員： 以前、親子同時入所のためにケアハウス等を検討した際、65 歳以降の介護保険優先に伴う要介護認定手続きのタイミング（誕生日前後の具体的な進め方など）が非常に細かく、実務上判断に迷うことがあった。マニュアル等の整備と案内を要望。

事務局： 要介護認定手続きは誕生日の 3 ヶ月前から申請可能。高崎市の現在の取り扱いとしては、65 歳以降も引き続き障害福祉サービスを利用したい場合、原則として一旦「介護認定」の手続きだけは受けてもらう。その結果、非該当であれば障害サービスを継続し、要介護等の結果が出た場合でも、必要性に応じて障害福祉サービスとの併用・利用を個別に検討していく仕組みとなっている。

委員： 受け入れ可能な高齢者施設の情報収集は相談員がネットや個別訪問で行っているが、限界がある。以前、隣接の市町村で始まった「富山型（共生型）」のデイサービスを見学したが、高齢者と障害者が一緒に空間で日中を過ごせる環境は非常に有効だと感じた。また、別のケースでは、障害者 GH のすぐ隣に特別養護老人ホームがあり、親が「自分が年を取ったら特養に、子は隣の GH に入ればいつでも会いに行ける」と安心されていた。親子が近くで支え合える環境の創出は大きな意義がある。

● まとめおよび専門部会への振り分け

事務局総括： 高齢者と障害者の同居世帯（8050、9060 問題など）は急増しており、同施設または至近距離での生活継続を望む声は多い。現在の制度上、高齢者施設（小規模多機能等）と障害入所施設を完全一体化することは容易ではないが、「居住サポート住宅」と訪問系サービスを一体化した民間ビジネスモデルも出始めている。

決定： 本課題は「生活支援部会」において研究・協議を継続することに決定。

【課題報告シート 2】地域生活拠点事業（体験利用の促進・送迎・運用課題）

事例概要：

地域生活拠点事業における緊急時のための「事前登録」希望（特に 50-80 問題を抱える世帯）は徐々に増加している。しかし、宿泊を伴う「体験利用」の促進については、家族に相談しても「今は大丈夫」「本当に困った時にお願いしたい」と消極的で、実際の体験利用には繋がっていない。また、受け入れ先から日中活動先までの送迎課題、サービス外での事業所負担、相談員の介入限界など課題が多い。

地域課題・検討を要する事項：

本人が自宅外の宿泊体験（短期入所等）に慣れる機会の創出とアプローチ。

体験時における送迎や日中活動に伴う、家族や事業者への負担軽減。

福祉サービス外（送迎など）における事業所の安定的運用の仕組み（加算や制度上の支援）。

見学・体験同行における相談支援専門員の対応限界の整理。

● 主な意見・討議内容

委員： 緊急の短期入所を受け入れる施設側の立場として、緊急事態での本番利用の前に、ぜひ事前見学や体験利用を強く進めてほしい。過去の緊急受入時に、本人の移乗方法や福祉用具（リフト等）の使い方の詳細が共有されておらず、対応に苦慮した事例があった。事前に職員が特性を把握しておくことは、安全な支援と現場の安心に直結する。

委員： 短期入所の体験は非常に重要。緊急事態は突然起こるため、平時から短期入所を利用しておくことが、受け入れ側・本人側の双方の不安軽減とスムーズな支援に繋がる。施設として「預かることはできても送迎は困難」という現状があり、送迎を他サービスと組み合わせるなどして、施設側が手を挙げやすい仕組みが必要。

委員： 高齢両親、姉、本人の 4 人世帯の事例。母親が認知症・骨折で急遽入院、父親も別病気で入院となり、同居の姉が仕事と介護・本人の世話を一人で抱え込み疲弊した。障害福祉や相談員の存在を知らず、薬（てんかん薬）が切れたことで初めて病院経由で相談員に連絡が入った。姉は仕事に追われ、体験利用や見学の同行時間を確保できず、平日の調整や送迎の課題を前に相談員がどこまで（送迎・同行等の実務を）踏み込むべきか、対応の限界に直面した。

委員： 親が抱え込み、30 代後半で初めてショートステイを利用した事例。親の手が離れて自分の時間ができた途端、親がパニック的になり、翌日の利用を求めて複数の事業所に手当たり次第に電話をかけるなど混乱が生じた。ショートステイは、空き状況、対象年齢、受入時間の不一致（児童と高齢者のズレ等）など細かな課題があり、丁寧な事前すり合わせが不可欠。相談員のアウトリーチの範囲も整理が必要。

委員： ショートステイを紹介する際、ホームページの空き情報と実際の状況（タイムラグ）にズレがあり、結局は相談員が 1 軒ずつ電話確認するアナログな作業が負担となっている。高崎市で開始した「マッチングシート」の活用を進めつつ、リアルタイムで確実な情報（リアルな空き状況や受入特性）が手に

入るシステムの構築を希望。

委員：事業経営の視点から、単独型の短期入所は人件費等の確保が難しく採算が合わない（赤字になる）。小規模多機能のように待機時も一定の基本報酬が保障される仕組みがない限り、事業者側も安易に単独型の短期入所枠を広げられない。

委員：短期入所先への送迎に「移動支援」を利用する場合、乗降介助は可能でも「運転時間」は報酬算定対象外となる。そのため、移動支援事業者が得られる報酬が極めて少なく、送迎を断られるケースがある。

委員：送迎手段がない場合の対策として、事業者と利用者が「ガソリン代だけ」等の契約を結んで送迎対応した事例が共有された。しかし、無資格での有償運送（白タク行為等）のグレーゾーンに該当する恐れがあり、事業所も相談員も実務上の適法な判断ができていない。

委員：ガソリン代や経費を巡る実務上の適法な取扱いや、活用可能な適法な送迎システム（福祉有償運送や特定契約など）について、事務局より後日ガイドラインや情報を整理して教えてほしい。

● まとめおよび専門部会への振り分け

事務局総括：地域生活拠点事業を円滑に進める上で、短期入所の体験利用および空き情報の可視化は鍵。送迎課題、移動支援の算定問題、送迎時の法的なグレーゾーンの解消について関係機関と連携して検討を進める。

決定：本課題は「地域生活支援拠点部会」において引き続き検討することに決定。

【課題報告シート3】放課後等デイサービスの身体拘束・ハラスメント・契約解除

事例概要：

児童（ASD/ADHD）が市外の放課後等デイサービス利用中、他児への危険行動・物損行為に対し複数職員が身体拘束（手足を押さえる対応）を実施。契約時に包括同意書を交わしていたが、具体的な拘束方法や基準の説明がなかったため、保護者は強い不安と不信感を示し説明を求めた。協議が行われたが、事業所側は保護者の疑問・要望を「カスタマーハラスメント（カスハラ）」と捉え、関係機関会議への不参加と一方的な契約解除を通告。解除の手続きや当日の利用可否が曖昧になり、代替支援（訪問看護、移動支援等）の調整に混乱が生じた。

地域課題・検討を要する事項：

身体拘束に関する説明、同意手続き、記録・報告プロセスの標準化（契約時同意書のみの運用の改善）。
正当な疑問・苦情要求とハラスメント認定の明確な整理（第三者同席など段階的対応ステップ）。
契約解除・支援終了時における生活断絶を防ぐための最低限の地域手順・セーフティネットの確立。
児童の権利擁護（安全確保）と事業所（職員）の心理的・身体的負担のバランス。

● 主な意見・討議内容

委員： 身体拘束をやむを得ず実施する場合、事業者側は定期的に保護者と面談を行い、本人の状況や自宅・学校での様子を共有する認識のすり合わせを徹底すべき。十分な対話もなく一方的にハラスメントと見なし、突然契約解除に至ることは児童にとって非常に不幸。お互いに対話を重ね、関係性を育むべきだった。

委員： 以前担当した他害・道路への飛び出し等、命に関わる危険行動の事例では、学校、相談員、市役所、SSW、医師、保護者など関係者全員が学校に集まり「命を守るためのやむを得ない身体拘束」の是非を徹底的に議論し、その合意内容と医師の意見、実施条件をサービス等利用計画に明記した。そこまで慎重に合意プロセスを重ね、周辺理解（近隣住民等）も得るのが本来のあり方である。

委員： 令和8年10月1日からのカスタマーハラスメント防止の義務化に伴い、今後こうした事態が福祉分野でも増加する懸念がある。保護者の当然の要求や相談がハラスメントと見なされ、事業所側のサービス提供拒否の免罪符に使われてはならない。指定相談支援としても、保護者の代弁をして思いを伝えた際、相談員までハラスメント同行者と見なされる恐れがあり、慎重な介入とルール化が必要。重要事項説明書の記載や、運営適正化委員会等の第三者機関の活用ステップを定めるべき。

委員： 障害福祉サービスは、原則として正当な理由がない限り提供を拒否することはできない（サービス提供拒否の禁止）。本事例のように、当日に突然一方的な利用拒否や即時解除を行うのは通常ではあり得ない。トラブル時は、第3者が入って段階的に解決する手順が必要。

委員： 医療現場における身体拘束と同様に、福祉分野でも拘束を行う場合の実施理由、方法、開始・終了時刻、その間の本人の状況、代替手段の検討有無などの記録・報告を標準化すべき。これを標準化することで、事業所は適切な説明責任を果たし、結果的に不当なハラスメント認定やトラブルを防ぐことができる。また、契約解除時の代替先調整の最低限のセーフティネットルールも必要。

委員： 第三者適正化委員会や高崎市の窓口相談しようとした際、たらい回しにされて不信感を強めた経験がある。相談者や支援者が迷わずに済む相談窓口・解決ルートの明確化と周知が不可欠。

事務局： 運営適正化委員会の相談窓口は県の管轄となるが、たらい回しにならないよう窓口を整理する。今回のケースでは、事業者側の「ハラスメント」という盾が、サービス提供拒否に都合よく利用されないよう、契約解除のルールや手続き、身体拘束の記録の標準化などの仕組み作りを進める必要がある。

● まとめおよび専門部会への振り分け

事務局総括： 身体拘束の記録の標準化、事業者側のハラスメント認定の不当な利用（不当なサービス提供拒否）の防止、契約解除・支援終了時の明確な手続きやルール、第三者介入プロセスの構築を進める。

決定： 本課題は「権利擁護部会」において研究・協議を継続することに決定。

【課題報告シート 4】強度行動障害児の支援体制と入所先・支援体制の不足

事例概要：

重度知的障害（A2）と自閉症の診断があり、他害（家族への叩く、蹴る、物を投げる等）や突発的な飛び出し、暴力行動が強く、家族が限界を迎えている。現在、平日は学校の寄宿舎、週末は祖母宅で過ごすが、祖母宅でも暴力があり家族全体が疲弊。知的障害児入所施設が定員超過で入所できず、短期入所の受け皿もない。

地域課題・検討を要する事項：

知的障害児入所施設の定員不足、短期入所受け皿の絶対的な不足。

児童相談所と行政の間の責任の押し付け合いの解消、役割分担の明確化。

強度行動障害の悪化を防ぐための、早期段階からの予防的アプローチ。

● 主な意見・討議内容

委員： 担当した類似事例でも、他害が激しく、児童短期入所先を転々とシタライ回しになった。しかし、相談員が核となり、児相、市役所、学校、デイ等の全関係者が毎週のように一堂に会し、親も交えて「私たちは決して手を離さない、みんなで協力して支えている」という一貫した姿勢を本人に粘り強く伝え続けた。この体制を続けた結果、2年ほどで暴力行為や他害行動が大幅に軽減された。特定の機関に責任を押し付けるのではなく、関係者が一丸となって支え合う場があることが最も重要。

委員： 高崎市には現在知的障害児入所施設が存在しないため、域外の施設に頼らざるを得ない。共働き世帯が多数を占める現在、こうした強度行動障害の子供を持つ家族が孤立しないよう、市独自の受け皿や仕組みが必要。また、18歳以降に放デイが使えなくなる段階で生活介護等の行き先がないことに愕然とする家族も多い。深夜対応等を含め、労働者（ヘルパー等）の労働環境や事業者への支援も必要。

委員： 担当していた強度行動障害のお子さんで、最終的に施設入所に至ったが、施設での刺激軽減のために強い薬物管理が行われ、結果として車椅子生活となり、カーテンで囲われた空間を移動せざるを得ない衝撃的な状況を目の当たりにした。在宅生活をしていた頃の本人らしさ（料理やダンスが好き）が失われたことに悲痛な思いを抱いた。もし早い段階で訪問介護、移動支援、放デイ、医療が統一した方針のもと、一貫した支援をチームで提供できていれば、違う未来があったのではないか。

委員： 強度行動障害のレベルにまでなってからプロの手を借りるのではなく、なる前の予防的アプローチを地域で確立すべき。家族も、行動障害化する前の関わり方や、暴力発生時の身の守り方を知らず、親子でお互いに傷つけ合っている。予防的支援（ペアレントトレーニングや早期の多機関連携）に力を入れるべき。

委員： 行動障害の予防には、早期療育が決定的に重要。15歳、18歳になってからアプローチしても特性や生活習慣が固定化しており、改善は非常に困難。就学前の時点で療育と医療が連携し、支援方法のベースを作っておく必要がある。また、特別支援学校や通常の学校の教育現場（教員の専門性の向上や障害

理解)の力は極めて大きい。福祉だけで抱え込まず、教育、医療、福祉が広くノウハウを共有し、連携して本人を包み込むシステムを構築すべき。

● まとめおよび専門部会への振り分け

事務局総括：早期療育の重要性、強度行動障害への予防的対応、教育・医療・福祉が広く連携した多機関連携プラットフォームの構築、そして強行状態にある方の支援のあり方について、地域課題として検討を進める。

決定：本課題は「生活支援部会」において引き続き検討することに決定。

【課題報告シート 5】社会的孤立、支援拒否のある精神障害者・高齢家族の支援

事例概要：

強迫性障害・躁鬱の診断があり、数時間シャワーを浴び続ける、自室がゴミ屋敷状態であるなどの状況。高齢の母親の暴言や兄からの叱責があり、本人は家を出たい意向はあるものの、他者への支援拒否が強く、相談員の家庭訪問や面談を拒否し、つながらない状態が続いている。にも包括会議を契機に一時繋がったが、「にも包括」会議自体が令和7年度以降開催されておらず、地域の支援・連携体制の再構築が必要となっている。

地域課題・検討を要する事項：

支援拒否やアウトリーチが必要な、介入が著しく困難な世帯（8050、9060世帯）へのアプローチ方法。ケアマネジャーと地域生活支援拠点事業のルート構築および事業の周知。
にも包括会議の定期開催と、地域生活支援拠点事業との連携。

● 主な意見・討議内容

委員： かつて、天井近くまでゴミが積み上がったゴミ屋敷の事例を担当した。当時は適切な福祉的介入方法が分からず、自分たちで捨てられるものを片付けるなど暗中模索だった。今もこうした事例の対応には各機関が苦慮している。

委員： 本事例の状況からすると、在宅生活の基盤がすでに破綻している。福祉的アウトリーチも重要だが、まずは精神科治療の介入による治療を最優先すべき。医療を先行させて状態を落ち着かせた上で、GH等への入居に繋げるのが一般的な流れ。本人の本当の意思（家に住み続けたいのか、出たいのか）を見極めることも大切。ゴミ屋敷の処理については、行政に相談しても基本は自費による民間業者対応を指示されることが多く、福祉的な公的支援が入りにくいのが現状。

委員： にも包括の会議をきっかけにこの事例が繋がった意義は大きい。会議を通じた地域内の情報共有を継続することで、困難世帯を早い段階で把握し、福祉サービスや解決策の情報を本人・家族へ届ける仕組みを強く求める。

事務局：にも包括の会議について、令和7年度は開催できていなかったが、令和8年度は開催を再開する予定。この会議は個別ケース会議ではなく、地域全体の包括的な体制を整える会議であるが、関係機関が連携できる基盤として機能させていく。

委員：本事例はなんとか対面・医療へ繋がられた。しかし、相談現場には、家族から相談を受けて動いても本人が会いたくない、外に出たくなないと拒否し、本人にすら会えないままストップしている困難事例が多数ある。通常の計画相談の範囲を超え、何度も時間をかけた粘り強いアウトリーチが必要であり、相談員1人の負担が非常に大きい。市の保健師などと連携し、チームでアウトリーチできる仕組みがあると非常に心強い。

● まとめおよび専門部会への振り分け

事務局総括：高齢化する精神障害者世帯（8050世帯）に対する介入困難な事例、強い支援拒否に対するアプローチを地域課題とし、ケアマネジャーを通じた早期発見、市の保健師や医療機関とのアウトリーチ連携、拠点事業による緊急・将来のGH等の受け皿確保を推進する。

決定：本課題は「地域生活支援拠点部会」において検討することに決定。

4. その他および閉会

特別な追加議題（その他）はなし。全日程の議事を円滑に終了。

会長（丸橋氏）より、各委員への感謝表明と、次回の案内。

次回定例会日程：

日時：令和8年8月24日（月）午後14時00分～

場所：高崎市総合保健センター（同会場）